

国保年金課からのお知らせ

④妊産婦医療福祉制度が7月1日から変わります。

医療福祉費支給制度(通称：マル福)とは、妊産婦・乳幼児・母子(父子)・家庭・重度心身障害者などの皆さんの健康維持・増進を図るため、医療機関などに支払う医療費を助成する制度です。

これまで、その制度のもと、対象となる方々の医療費の個人負担分が、補てん金として支給されてきましたが、7月1日から妊産婦医療福祉費に対し「妊娠高血圧症候群・糖尿病・貧血・産科出血・心疾患・切迫早産・妊娠中に発生した治療を要する疾病で医師が特に必要と認めたもの」等に限定し補助を行うとの制度改正がありました。

桜川市は、疾病対象外となる病気やケガに対して、これまで同様助成が受けられるように「妊産婦支援医療福祉費支給に関する制度」を独自に

設けました。

7月1日から市が交付する妊産婦④受給者証は、2種類になりますので、市役所各庁舎窓口で申請をお願いいたします。

1. ④妊産婦医療福祉費受給者証(ピンクの受給者証)「指定された疾病名により、県補助等の対象となるもの」
 2. 妊産婦支援医療福祉費受給者証(グリーン色の受給者証)「市が単独の補助をするもの」
- また現在、妊産婦④受給者証をお持ちの方は、制度の改正にかかわらず、ご使用になります。



国民健康保険税の改正について

本年度から「介護納付金分」の賦課限度額が9万円から10万円に変わります。

なお、普通徴収分(2期から8期)及び特別徴収分(10月・12月・2月分)の納税通知書は7月17日に発送します。

長寿医療制度(後期高齢者医療) 保険料について

本年度の保険料の通知は、今月中旬に発送します。

なお、特別徴収(年金天引き)の方には、8月上旬にお知らせします。

※「均等割額の軽減・所得割額の軽減・長寿医療制度に加入する直前に被用者保険の被扶養者であった方の軽減」などの軽減措置が実施されますので、通知が届きましたら必ず内容を確認してください。

■問合先／国保年金課(☎58151111・75131111代表)

朝食をしっかりと食べよう!

平成17年に食育基本法が制定され、毎月19日の「食育の日」には、国をあげて食育に関する様々な取り組みが行われています。中でも「早寝早起朝ご飯」をスローガンに掲げ、朝ご飯の大切さを推奨しています。

桜川市でも「明日を支える人づくりプロジェクト(食育普及事業)」において、その推進を図っています。

先日、市の将来を担う子供達の朝食摂取現状を把握するため、アンケートを実施しました。その結果は下図のとおりです。

「一割弱の「食べない」と答えた理由を見てみると「夜更かしをして食べられない」など、気になる内容が見受けられます。

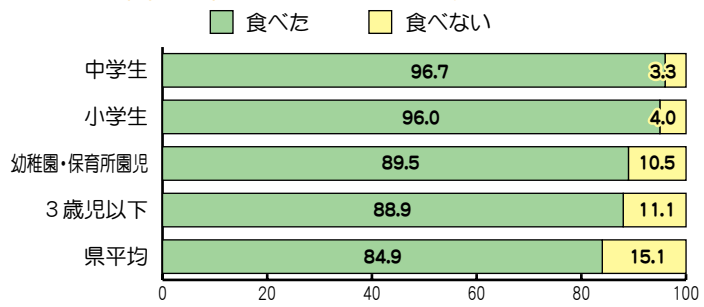
日常生活に起因しているものは、ちよつとした工夫で十分改善できると思われま

す。また、食べたいのに朝食の用意ができていないのか、用意はできているけれど食べたくないのかも今後食育を推進していくうえで、大きなポイントとなります。

食べることに、それは生きることです。太始より続いていく命の営みの原点に返って食

事の大切さを改めて考えてみてください。

市内の児童・生徒の朝食アンケート



■食育普及主管課／南・北学校給食センター、学校教育課